

第 2 回 定 例 会

令 和 2 年 度 予 算 案 関 係 資 料

茨 城 県

目 次

I	令和2年第2回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和2年度6月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模等	(2)
	3 主な事業	(2)
	4 一般会計補正予算款別内訳 (歳入)	(6)
	5 一般会計補正予算款別内訳 (歳出)	(7)
III	条例その他の議案の概要	(8)
IV	報告事項	(13)

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
条例その他	14 件	(条 例 10 件 その他 4 件)
報 告	1 件	(専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和2年第2回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第3号）

(条例その他)

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
- 4 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 6 覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 7 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例
- 10 工事請負契約の変更について（（仮称）北沢トンネル本体工事（その1））
- 11 工事請負契約の変更について（（仮称）北沢トンネル本体工事（その2））
- 12 工事請負契約の変更について（湊大橋橋梁上部工事（その3））
- 13 損害賠償の額の決定について
- 14 東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 令和2年度6月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と、県内産業等への支援、新しい生活様式への対応に必要な予算の計上について、スピード感をもって対応するもの。
- ・ 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

2 補正予算の規模等

50億8百万円（全て一般会計）

（単位：百万円）

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A+B
一般会計	1,266,540	5,008	1,271,548

※ 特別会計・企業会計に係る補正予算なし。

<参考> 一般財源基金の予算計上額等 （単位：百万円）

繰入金	1,013
残高	※ 58,712

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の配分見込み等を含む。

3 主な事業

（単位：百万円）

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	3,195
・ 感染症予防医療法施行事業	3,084
（医療機関の設備整備に対する補助，軽症者等受け入れ施設の借り上げ等）	
・ 社会福祉施設等の個室化改修支援関連事業	54
（高齢者福祉施設や児童福祉施設等における感染拡大防止のための多床室の個室化等に対する補助）	
新 通所サービス事業所等の事業継続支援関連事業	9
（感染が発生した通所介護施設等の訪問サービスへの切り替えに対する補助）	

・ 障害者施設整備事業	1 2
（障害者福祉施設における感染拡大防止のためのテレワーク導入等に対する補助）	
・ 児童福祉施設等改修事業	1
（児童相談所等における I C T 機器の整備）	
・ 県立等看護専門学校学習環境整備事業	1 9
（県立看護専門学校の臨時休業等に伴うオンライン学習等に必要な設備の整備）	
・ 職員給与費等	1 6
（感染症対策に従事した職員への保健衛生業務手当の特例の新設）	
（２）県民生活等への支援	6 7 7
・ 放課後児童クラブ推進事業	2 8 3
（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの実施に対する補助）	
・ 障害児福祉施設入所事業	1 9 0
（特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの実施に対する補助）	
・ 生活困窮者自立支援事業	1 5
（離職者等への住居確保給付金の拡充）	
・ 県立学校先端技術活用教育推進事業	1 8 9
（県立高校における端末及び家庭用無線環境等の整備）	
（３）県内産業等への支援	4 3 6
新 県内宿泊促進事業	9 9
（キャンペンプランを設定する県内宿泊施設に対する補助）	
新 いばらきキャンプ魅力発信事業	2 2
（ポータルサイトを活用した県内キャンプフィールドの魅力発信）	
・ 食品産業の輸出向け H A C C P 等対応施設整備事業	2 0 0
（輸出商流の回復等に対応するための施設整備等に対する補助）	
・ 県産和牛等学校給食提供緊急対策事業	1 1 5
（学校給食における地鶏の提供に対する補助）	
（４）今後への備え	7 0 0
・ 予備費	7 0 0



感染症予防医療法施行事業



【R2.6月補正予算額 3,084百万円】

保健福祉部疾病対策課健康危機管理対策室	(029-301-3233)
同 医療局医療政策課医療整備G	(029-301-3186)
同 生活衛生課新型コロナウイルス療養施設G	(029-301-3414)
同 医療局薬務課企画調整G	(029-301-3384)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、検査体制を強化するとともに、医療機関の設備整備に対する補助や軽症者等受け入れ施設の借り上げなどを行います。

検査体制の強化

- ・ 地域外来・検査センターの設置
- ・ 医療機関のPCR検査機等の購入補助
- ・ PCR検査にかかる自己負担分の補助など



医療提供体制の整備

- ・ 医療用資機材（防護服等）の確保
- ・ 医療機関の受け入れ病床確保に対する補助
- ・ 入院にかかる医療費自己負担分の補助
- ・ 帰国者・接触者外来等への設備補助など

患者受入体制の拡充

- ・ 軽症者・無症状者を受け入れるための宿泊療養施設の借り上げや運営など



県立学校先端技術活用教育推進事業



【R2.6月補正予算額 189百万円】

教育庁学校教育部高校教育課
ICT教育推進室 (029-301-5308)

県立高校において、臨時休業等の非常時にも子供たちの学びの保障を図るため、家庭におけるオンライン学習を実施できる環境整備を推進します。

貸与用タブレット端末の整備

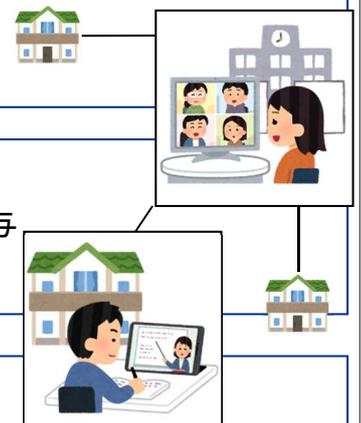
オンライン学習等に用いるタブレット端末を整備・貸与
対象：経済的な事情により、端末を所持していない世帯

通信環境の整備支援

家庭でのオンライン学習等に必要なモバイルルーターを整備・貸与
対象：経済的な事情により、ネットワーク環境が未整備の世帯
※臨時休業期間中に限り、毎月の通信費の1/2を補助（上限1,750円/月）

遠隔学習環境の整備

授業動画配信等に使用するためのカメラ・マイク等を学校に整備





【R2.6月補正予算額 121百万円】

営業戦略部観光物産課宣伝誘客G（029-301-3622）

本県の観光需要の回復に向けて、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、県内ホテル・旅館への宿泊促進支援やキャンプをテーマとした観光誘客を図ります。

1 県内宿泊促進事業（99百万円）

県内宿泊事業者等を対象に、旅行宿泊料金の割引相当額を支援

宿泊料金（税込）	支援額（1人1泊あたり）
10,000円以上	5,000円
6,000円以上10,000円未満	3,000円



2 いばらきキャンプ魅力発信事業（22百万円）

- 県内キャンプ場のポータルサイト立ち上げ・広報宣伝
- 国内最大級のキャンプ場予約サイトとの連携
- キャンプ場の新型コロナウイルス感染症対策の情報発信 等



『大子広域公園オートキャンプ場 グリンヴィラ』

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	386,701	—	386,701
地方消費税清算金	124,465	—	124,465
地方譲与税	51,566	—	51,566
地方特例交付金	1,938	—	1,938
地方交付税	189,802	—	189,802
交通安全対策特別交付金	754	—	754
分担金及び負担金	8,704	—	8,704
使用料及び手数料	17,803	—	17,803
国庫支出金	142,985	3,994	146,979
財産収入	1,690	—	1,690
寄附金	67	—	67
繰入金	40,715	1,014	41,729
繰越金	5,000	—	5,000
諸収入	174,224	—	174,224
県債	120,126	—	120,126
計	1,266,540	5,008	1,271,548

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,715	—	1,715
総務費	36,552	—	36,552
企画開発費	17,170	—	17,170
生活環境費	9,964	—	9,964
保健福祉費	222,399	3,683	226,082
労働費	3,861	—	3,861
農林水産業費	49,895	315	50,210
商工費	173,588	121	173,709
土木費	116,587	—	116,587
警察費	63,948	—	63,948
教育費	275,296	189	275,485
災害復旧費	813	—	813
公債費	147,238	—	147,238
諸支出金	146,214	—	146,214
予備費	1,300	700	2,000
計	1,266,540	5,008	1,271,548

Ⅲ 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(人事課)</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院規則の特例にあわせて、保健衛生業務手当について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る保健衛生業務手当の特例の新設</p> <p>日額 3,000 円（特に危険な場合には日額 4,000 円）</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(財政課，畜産課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>用語の整理 「豚コレラ」→「豚熱」 等</p> <p>(施行日 公布の日外)</p>
<p>(税務課)</p> <p>茨城県県税条例等の一部を改正する条例</p> <p>地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 地方税法の一部改正に伴う改正</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置</p> <p>ア 収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）し一時に納税を行うことが困難である納税者を対象に、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収猶予ができる特例の手続を規定</p> <p>イ 自動車税環境性能割の臨時的軽減に係る期限延長 令和 2 年 9 月 30 日まで → 令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>(2) 令和 2 年度税制改正に伴う改正</p> <p>ア 個人県民税 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等</p> <p>イ 県たばこ税 軽量の葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこ）の課税方式の見直し</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 公布の日外)</p>

議 案	内 容
<p>(地域振興課)</p> <p>茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>カシマサッカースタジアムのサブグラウンドの新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>サブグラウンドの利用料金の追加</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>
<p>(情報システム課)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>個人番号の利用に関し、県民の利便性の向上を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県が個人番号を利用する事務の追加 高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金及び支援金の支給に関する事務を追加 2 その他所要の改正 <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(薬務課、財政課、市町村課、青少年家庭課)</p> <p>覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>覚せい剤取締法の一部改正に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用語の整理 「覚せい剤取締法」→「覚醒剤取締法」 等 2 その他所要の改正 <p>(参考) 改正条例(4条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 ・茨城県手数料徴収条例 ・茨城県青少年の健全育成等に関する条例 ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容						
<p>(道路維持課)</p> <p>道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>道路法の規定に基づき、沿道区域の指定に係る基準を定めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>道路区域外に起因する損害予防措置の拡充のため、道路に接続する区域を沿道区域として指定する基準の規定を整備</p> <p>(施行日 公布の日)</p>						
<p>(建築指導課)</p> <p>茨城県建築基準条例の一部を改正する条例</p> <p>建築基準法の規定に基づき、出水による危険の著しい区域内における建築物の建築を制限するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出水による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、建築物の建築を制限するための規定を整備 2 その他所要の改正 <p>(施行日 公布の日)</p>						
<p>(高校教育改革・中高一貫校開設チーム)</p> <p>茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>県立中学校の新設、県立高等学校の廃止及び県立中等教育学校の新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>県立高等学校改革プラン実施プラン I 期 (2020~23) (第 1 部) に基づく次の改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 併設型県立中学校 (2 校) を新たに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸第一高等学校附属中学校 (水戸市三の丸 3 丁目) ・土浦第一高等学校附属中学校 (土浦市真鍋 4 丁目) 2 勝田高等学校を廃止し、勝田中等教育学校を新たに設置 <table border="1" data-bbox="683 1400 1433 1476"> <thead> <tr> <th>廃止校</th> <th>新設校</th> <th>校地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝田高等学校</td> <td>勝田中等教育学校</td> <td>ひたちなか市足崎</td> </tr> </tbody> </table> <p>※廃止校は、施行日前日の在学者が在学中は存続</p> <p>(施行日 令和 2 年 7 月 1 日外)</p>	廃止校	新設校	校地	勝田高等学校	勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎
廃止校	新設校	校地					
勝田高等学校	勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎					

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>一般国道461号常陸太田市下高倉町地内の(仮称)北沢トンネル本体工事(その1)について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="639 405 1422 521"> <tr> <td>既請負額</td> <td>2,230,318,800</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>49,280,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>2,279,598,800</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 掘削・支保工に変更が生じたことから、増額変更をしようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 国補地道一般国道461号(仮称)北沢トンネル本体工事(その1)</p> <p>(2) 工事箇所 常陸太田市下高倉町地内</p> <p>(3) 工事内容 トンネル工(L=811m) 掘削・支保工(L=1385.5m)</p> <p>(4) 工 期 平成30年6月～令和2年8月</p> <p>(5) 契約の相手方 水戸市吉沢町311番地1 株木・根本・珂北特定建設工事共同企業体 代表者 株木建設株式会社 取締役社長 株木 康吉 代理人 茨城本店常務執行役員本店長 黒江 俊郎</p>	既請負額	2,230,318,800	今回変更額	49,280,000	変更後総額	2,279,598,800
既請負額	2,230,318,800						
今回変更額	49,280,000						
変更後総額	2,279,598,800						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>一般国道461号常陸太田市折橋町地内の(仮称)北沢トンネル本体工事(その2)について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="639 1323 1422 1440"> <tr> <td>既請負額</td> <td>2,229,087,600</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>265,650,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>2,494,737,600</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 掘削・支保工に変更が生じたことから、増額変更をしようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 国補地道一般国道461号(仮称)北沢トンネル本体工事(その2)</p> <p>(2) 工事箇所 常陸太田市折橋町地内</p> <p>(3) 工事内容 トンネル工(L=770m) 掘削・支保工(L=1533.3m)</p> <p>(4) 工 期 平成30年6月～令和2年8月</p> <p>(5) 契約の相手方 水戸市三の丸一丁目4番73号 三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設株式会社 代表取締役社長 新井 英雄 代理人 茨城営業所所長 背黒 要</p>	既請負額	2,229,087,600	今回変更額	265,650,000	変更後総額	2,494,737,600
既請負額	2,229,087,600						
今回変更額	265,650,000						
変更後総額	2,494,737,600						

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>一般国道245号水戸市小泉町地内の湊大橋橋梁上部工事(その3)について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="639 407 1422 526"> <tr> <td>既請負額</td> <td>430,421,040</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>101,090,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>531,511,040</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 上部工架設工法に変更が生じたことから、増額変更をしようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 国補地道一般国道245号湊大橋橋梁上部工事(その3)</p> <p>(2) 工事箇所 水戸市小泉町地内</p> <p>(3) 工事内容 鋼橋製作工(L=46m) 鋼橋架設工(L=127m)</p> <p>(4) 工 期 平成29年9月～令和2年7月</p> <p>(5) 契約の相手方 神栖市砂山16番地5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役社長 齊藤 功</p>	既請負額	430,421,040	今回変更額	101,090,000	変更後総額	531,511,040
既請負額	430,421,040						
今回変更額	101,090,000						
変更後総額	531,511,040						
<p>(経営管理課) 損害賠償の額の決定について</p> <p>医療行為に係る事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成29年11月1日(水)午後3時頃</p> <p>(2) 事故発生場所 笠間市鯉淵6528番地中央病院内</p> <p>(3) 事故概要 手術時の医療行為により、後遺症を伴う神経根損傷を生じさせる損害を与えた。(中央病院所属)</p> <p>(4) 損害賠償額 35,000,000円 (全額、病院賠償責任保険により補填)</p>						
<p>(原子力安全対策課) 東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について</p> <p>地方自治法第74条の規定により、条例制定の請求を受理したため、議会に付議しようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>令和2年5月26日、地方自治法第74条第1項の規定により、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例制定の請求を受理したため、同条第3項の規定により、知事の意見を付して議会に付議しようとするもの</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>						

IV 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(警務部監察室) 和解について (令和2年4月28日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成30年9月25日(火)午後10時10分頃 (2) 事故発生場所 東茨城郡茨城町大字長岡3317番地148地先町道上</p> <p>(3) 事故概要 小型特種自動車出張途中、方向転換のため後退した際、後方の工作物と衝突した事故(水戸警察署所属)</p> <p>(4) 損害賠償額 711,885円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>